

# 業 務 瓦 版

2013年 4月 15日

第 10 号

J R 東海 労新 幹線 地本  
業 務 部

## 車両所職場での「復帰教育」に関する申し入れ

新幹線地本は2013年4月11日、申21号で『車両所職場での「復帰教育」に関する申し入れ』を行いました。

3月27日会社は、組合窓口に「お知らせ」として、車両所職場での「復帰教育」についての掲示が貼り出されることを伝えてきました。そして、3月29日に各車両所の会社掲示版に「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」と題する掲示を掲出しました。このような重要な案件を労働組合に「お知らせ」だけで具体的説明することもなく、また、社員に対しても掲示だけで何の説明もない会社の姿勢は労働組合、社員を軽視しています。会社は、説明責任を果すべきです。申し入れ内容は以下の通りです。

### 車両所職場での「復帰教育」に関する申し入れ

3月27日に窓口での「お知らせ」、3月末に各車両所に会社掲示板に「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」と題した掲示を掲出した。その内容は、ヒューマンエラーを発生させた場合、「復帰教育」と称して「知識教育」と「技能教育」を行うとしている。しかし、「復帰教育」の目的はミスやヒューマンエラーを発生させた社員を見せしめ的に晒し者にするものであり、再発防止に到底なりえない。また、この間窓口での「お知らせ」や職場の会社掲示だけでなく、労働組合に対して説明を会社に求めてきたが、ないがしろにしている。

よって、業務委員会を開催し、「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」について説明をすること。

### 記

1. 「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」業務委員会を開して労働組合に説明すること。

**会社は早急に業務委員会を開催して、説明を行うべきだ！**